

厚生委員会議案説明資料

令和2年2月27日

件名	頁
1 第19号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	2

(衛生部)

第 19 号議案説明資料

令和 2 年 2 月 27 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	衛生部生活衛生課
内 容	<p>1 概要 本条例の根拠である「毒物及び劇物取締法」の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律の施行により、法第 4 条第 3 項、第 4 項がそれぞれ法第 4 条第 2 項、第 3 項に改正された。このため同法を引用している足立区事務手数料条例について必要な規定を整備する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行っていく。

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前					改正後				
○足立区事務手数料条例 昭和 33 年 3 月 22 日条例第 1 号 別表第 2 (第 6 条関係) 衛生・保健関係					○足立区事務手数料条例 昭和 33 年 3 月 22 日条例第 1 号 別表第 2 (第 6 条関係) 衛生・保健関係				
事務	手数料の 名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	手数料の 名称	種別・単位	額	徴収時期
1 から 93 (現行 のとおり)					1 から 93 (現行 のとおり)				
94 毒物及び劇 物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) <u>第 4 条第 3 項</u> の規定に基づ く毒物又は劇物 の販売業の登録 の申請に対する 審査	毒物劇物 販売業登 録申請手 数料	1 件につき	1 万 6, 900 円	登録申請の とき	94 毒物及び劇 物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) <u>第 4 条第 2 項</u> の規定に基づ く毒物又は劇物 の販売業の登録 の申請に対する 審査	毒物劇物 販売業登 録申請手 数料	1 件につき	1 万 6, 900 円	登録申請の とき
95 毒物及び劇 物取締法 <u>第 4 条 第 4 項</u> の規定に 基づく毒物又は 劇物の販売業の 登録の更新の申 請に対する審査	毒物劇物 販売業登 録更新申 請手数料	1 件につき	7, 400 円	更新申請の とき	95 毒物及び劇 物取締法 <u>第 4 条 第 3 項</u> の規定に 基づく毒物又は 劇物の販売業の 登録の更新の申 請に対する審査	毒物劇物 販売業登 録更新申 請手数料	1 件につき	7, 400 円	更新申請の とき